

はしがき

アジア経済研究所経済協力調査室では、これまで発展途上国の法律について調査研究および資料整備を行なってきたが、工業所有権法に関しては、すでに次のような成果を刊行してきている。

- 『インドの特許法』(1972年)
- 『インドネシアの商標・特許法』(1976年)
- 『マレーシアの特許法』(1976年)
- 『マレーシアの商標法』(1977年)
- 『フィリピンの特許法』(1976年)
- 『フィリピンの商標法 I 解説編』(1976年)
- 『フィリピンの商標法 II 資料編』(1977年)
- 『タイの商標法』(1978年)
- 『韓国の特許・実用新案法』(1979年)
- 『韓国の商標法』(1979年)
- 『香港の工業所有権法』(1981年)
- 『シンガポールの工業所有権法』(1985年)
- 『インドネシア商標法－解説と判例－』(1990年)

ちなみに、上記出版物刊行後、これらの国が多くで工業所有権法の整備・発展がみられた。本書で取り上げた韓国と台湾においても同様である。

(韓国) 韓国の工業所有権制度の沿革をみると、この制度は、最初は外国

人の権利の保護のために導入されたものと言える。日本の「統監政治」期（1905年日韓協約締結から1910年日韓併合までの期間）に米国の要求により韓国における発明、意匠、商標および著作権の保護に関する日米条約が1908年（明治41年）に締結され、韓国特許令、同意匠令、同商標令が同年施行された。これらの法令は、同条約にいう日本国で行なわれているのと同様の法令（特許法など）を韓国において施行するために制定されたものである。その後、1910年の日韓併合により日本の工業所有権法（4法）が刺令（第335号）で公布施行された。1945年の終戦後は米国軍政下で特許法（日本の特許法、実用新案法、意匠法の大部分と米国の特許法の一部を採用して一つにまとめたもの）が1946年に制定された。1948年に韓国政府が樹立された後も、この特許法は引き続き1961年の新法制定までそのまま適用された。1961年の同法の大改正により、特許法、実用新案法、意匠法が別個に制定されたが、これらの法律の内容は日本の大正10年法（1921年）に酷似していた。日本では昭和34年（1959年）に大正10年法の全面改正がなされ、その後も技術の進歩、技術の国際交流の発展などにあわせて数次の法改正が行なわれた。

一方、韓国では1962年から第1次5カ年計画が開始され、本格的に工業化政策を推進するにあたり投資環境整備の一環として法整備がなされた。特許法などもこの時期に上述のように制定されたが、自国の経済、技術発展の段階を考慮して特許などに対する保護は低いレベルにとどめられていた。なお、商標法は1949年に独自に制定された。1961年特許法（実用新案法）は7回、意匠法は6回、1949年商標法は7回改正された。これらの改正を通じて韓国の工業所有権法は先進国型の法律となった。即ち、工業所有権の保護レベルを先進国並のレベルにもっていくと同時に工業所有権各法の整備がなされ、これらの法の国際的調整がはかられたのである。

このように工業所有権法の整備・発展がなされてきたばかりでなく、工業所有権法に関する判例の発展もみられた。けれども、日本の工業所有権法は過去30年にわたり数次の法改正がなされ、その間、多くの新しい判例が出されてきた。この点に関しては、韓国では、特許法についていえば、日本の数

次にわたる法改正の主要規定は、過去10年間の4回にわたる法改正で韓国の特許法に採用されてきた。したがって、現在までのところ、日本のように特許法のほぼ全領域にわたって判例が存在するようにはいたっていない。しかし、既存の特許重要判例は特許法研究の貴重な資料となりうるだろう。

特許庁でなされた工業所有権に関する処分（査定、決定など）に対する不服申立の方法は、特許庁における審判の請求という形式をとる。審判は二審級（第一審の審判と第二審の抗告審判）からなり、審判の種類（拒絶査定不服審判、権利範囲確認審判、無効審判その他）は工業所有権各法において規定されている。抗告審判の審決に対して不服があるときは、それが法令に違反していることを理由とする場合に限り、大法院にその上告をすることができる（現行1990年特許法第186条、実用新案法第35条、意匠法第75条、商標法第86条—後者三法は特許法の準用規定—）。なお、確定された審決に対して再審を請求できる。

韓國工業所有権審判関係統計（特許庁年報、1990年）によると、大法院への上告件数は過去33年間（1957～89年）に2145件であった（内訳は、特許393、実用新案592、意匠285、商標875）。また、その処分件数は1949件であった（内訳は、336、555、274、784）。なお、上告、処分件数とも半数以上（各々1360と1225）は1980年代のものである（1961年以前は両者ともわずか6件である）。このような工業所有権に関する行政訴訟において、大法院によって判示された工業所有権法の解釈、運用は同法の研究や理解のための貴重な手がかりとなる。

ここに訳出した「韓国の工業所有権重要判例」は、「発展途上国の経済活動の国際化と法—アジアNIEs—に関する調査委員会（1988年）」の参考資料として翻訳されたものであるが、同時に上記の一連の工業所有権法に関する調査の一環をなすものである（同委員会の成果は、経済協力シリーズ151『アジアNIEsの経済活動の国際化と法整備—法と政策の国際的調整—』として刊行されている）。本書では、工業所有権に関する大法院の重要な判例を訳出しているが、その全領域にわたるものではない。重要判例のうち次の事項について訳出したものである（VIIについては判例と解説）：特許要件（公知・公用の意味ほか）、特許

無効審判（利害関係人ほか）、権利範囲確認審判（権利範囲確認と公知事項ほか）、商標の使用（不使用の正当事由ほか）、著名商標の判断基準（著名商標の混同の範囲ほか）。なお、ここに収録された判例は、「判例工業所有権法」（弁理士康東壽編著、韓国特許庁、1978年）および「工業所有権大法院判例集」（韓国発明特許協会、月刊）から康東壽氏が編集されたものであって、かつ、その翻訳を同氏および康一字氏に依頼したものである（前者は「韓国の商標法」の著者）。

〔台湾〕 本書の付録として台湾の知的所有権重要判決および商標法関係法規を収録した。台湾においても近年、特許法、商標法、著作権法の整備・発展がみられたが、先進国型の法律には至っていない。現在、これらの法改正が検討されている。

ここに訳出された判決例は、比較的判決年の若いものの知的所有権に関する重要な判決である。台湾では中央標準局（専利局はまだ設置されていない）でなされた工業所有権に関する処分（査定、決定など）に対する不服申立の方法は、経済部（中央標準局の上級官庁）における訴願の提起という形式をとる。訴願裁決に対して不服があるときは、行政院へ再訴願を提起できる。さらに再訴願裁決に対して不服があるときは、行政法院へ行政訴訟を提起できるが、この判決に対しては上告できない。ただし、行政法院の確定判決に対して再審の訴を提起できる場合がある（法律の適用が明らかに誤りであるときなど）。ここに収録した特許に関する行政訴訟は、特許発明の不実施の場合の強制実施権許与の処分に対する不服申立である。

また、最高裁判所民刑事侵害事件判決については、コンピュータ・プログラムの著作物性の肯定、商品の容器、包装の模倣に関する商品表示規制に対する民法不法行為の適用（不正競争法理の適用）、特許侵害に対する損害賠償請求と特許発明の不実施との関係、商標権の効力が及ばない範囲に関する注目すべき判決を収録した。前二者は法改正または制定がなされる前に出された最高裁判決である。

台湾では1985年著作権法を改正してコンピュータ・プログラムの著作物

性を認めた。この改正に先立って、1980年の行政院解釈9599号においてコンピュータ・プログラムの著作物性は認められ、かつ、コンピュータ・プログラムの著作権侵害事件に対する1985年の最高裁判決においても行政院の解釈は支持され、その著作物性が認められた。また、不正競争防止に関する特別法は、1991年2月4日に公布された公正取引法に包摂されている（同法の施行は公布日から1年後である）。1989年に最高裁判所は、他人の商品の容器および包装の模倣に対して不法行為とみなす判決を下している。公正取引法施行後は、このような商品表示は同法により規制される〔同法第3章不正競争第20条（他人の標識の使用）〕。

なお、これらの判決例の他に、商標侵害事件の処理に関する注意事項（検察庁への通達）などの資料も収録されている。これらの翻訳は陳佑平氏（ユニオスパテントサービスセンター取締役）に依頼した。

本資料を訳出し、刊行するにあたり、康東壽、康一字、陳佑平の3氏に対してここにあらためて感謝の意を表する。

1991年3月

経済協力調査室